


練馬区プレスリリース 送付日 2017年(平成29年)10月13日

区長室 広聴広報課 広報戦略係 電話 5984-2693

	<h2>平成 29 年第三回練馬区議会定例会が閉会</h2>
と き	10月13日(金)
と ころ	練馬区議会(豊玉北6-12-1)
<p>本年9月6日に開会した平成29年第三回練馬区議会定例会は、13日に本会議を開催し、区長提出の「平成28年度練馬区一般会計歳入歳出決算」、「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」など28議案、議員提出の「北朝鮮の核実験に断固抗議する決議」など3議案、委員会提出の「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の計32議案を原案どおり可決し、閉会した。議案等の内容は別紙資料のとおり。</p>	

【資料】

- ・平成29年第三回練馬区議会定例会議決件名一覧表
- ・固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

【問合せ】 区議会事務局 調査係 電話 03-5984-4732

平成29年第三回練馬区議会定例会議決件名一覧表

平成29年9月6日

議 決 議 案

- 1 議案第83号 練馬区立豊玉保育園等改築工事請負契約の一部変更
について (原案通り可決確定)
- 2 議員提出議案第9号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議 (原案通り可決確定)

平成29年9月15日

議 決 議 案

- 1 議員提出議案第10号 北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議 (原案通り可決確定)

平成29年10月2日

議 決 議 案

- 1 議案第84号 平成29年度練馬区一般会計補正予算(第1号) (原案通り可決確定)

平成29年10月13日

議 決 議 案

- 1 議案第62号 平成28年度練馬区一般会計歳入歳出決算 (原案通り認定)
- 2 議案第63号 平成28年度練馬区国民健康保険事業会計歳入歳出決算 (原案通り認定)
- 3 議案第64号 平成28年度練馬区介護保険会計歳入歳出決算 (原案通り認定)
- 4 議案第65号 平成28年度練馬区後期高齢者医療会計歳入歳出決算 (原案通り認定)
- 5 議案第66号 平成28年度練馬区公共駐車場会計歳入歳出決算 (原案通り認定)
- 6 議案第67号 練馬区個人情報保護条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 7 議案第68号 練馬区立区民農園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 8 議案第69号 練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例 (原案通り可決確定)
- 9 議案第70号 練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 10 議案第71号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医
ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部を改正する条例 (原案通り可決確定)
- 11 議案第72号 特別区道路線の認定について(向山四丁目) (原案通り可決確定)
- 12 議案第73号 特別区道路線の認定について(平和台四丁目) (原案通り可決確定)
- 13 議案第74号 特別区道路線の認定について(南大泉二丁目) (原案通り可決確定)
- 14 議案第75号 特別区道路線の認定について(谷原五丁目) (原案通り可決確定)
- 15 議案第76号 特別区道路線の認定について(大泉学園町七丁目) (原案通り可決確定)
- 16 議案第77号 特別区道路線の認定について(大泉学園町二丁目) (原案通り可決確定)

- 17 議案第78号 特別区道路線の認定について（大泉学園町三丁目）（原案通り可決確定）
- 18 議案第79号 特別区道路線の認定について（高松四丁目）（原案通り可決確定）
- 19 議案第80号 特別区道路線の認定について（田柄五丁目）（原案通り可決確定）
- 20 議案第81号 仮称練馬区立練馬総合運動場公園管理棟等改築工事
請負契約（原案通り可決確定）
- 21 議案第82号 仮称平和台駅地下自転車駐車場整備工事（第二工
区）請負契約（原案通り可決確定）
- 22 議案第85号 平成29年度練馬区一般会計補正予算（第2号）（原案通り可決確定）
- 23 議案第86号 平成29年度練馬区国民健康保険事業会計補正予算（原案通り可決確定）
- 24 議案第87号 平成29年度練馬区介護保険会計補正予算（原案通り可決確定）
- 25 議案第88号 練馬区立石神井東中学校既存屋内運動場等解体工事
請負契約（原案通り可決確定）
- 26 選任第19号 練馬区監査委員選任の同意について（選任に同意）
- 27 議員提出議案第11号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の
選挙における候補者の推薦について（原案通り可決確定）
- 28 委員会提出議案第2号 固定資産税および都市計画税の軽減措置
等の継続を求める意見書（原案通り可決確定）

固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書

わが国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される場所であるが、中国をはじめアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響などに留意する必要がある、区民や小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい。

このような中、現在、都が実施している固定資産税および都市計画税の軽減措置等は、区民生活の安定と、中小事業者にとっての事業の継続や経営の健全化に大きな支えとなっており、今後も必要な措置であると考えます。

23 区の固定資産税は、都区共通の財源であり、こうした軽減措置等の継続は当区の財政運営にも影響を与えることになるが、都が軽減措置等を廃止することになれば、区民や小規模事業者に与える影響は極めて大きく、地域社会の活性化や地域の景気にも悪影響を及ぼす要因となることが強く危惧される。

よって、本区議会は都に対し、平成 30 年度以降の次の事項の継続について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を 2 割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税および都市計画税について、負担水準の上限 65% に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 13 日

練馬区議会議長 小林 みつぐ

東京都知事 あて